

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【会社名】 ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド
(YTL Corporation Berhad)

【代表者の役職氏名】 会長 タン・スリ(サー)・フランシス・ヨー・ソック・ピン
(Tan Sri (Sir) Francis Yeoh Sock Ping, Executive Chairman)

【本店の所在の場所】 マレーシア 55100 クアラルンプール
ジャラン・ブキット・ビンタン 205
メナラ・ワイ・ティー・エル33階
(33rd Floor, Menara YTL, 205 Jalan Bukit Bintang
55100 Kuala Lumpur, Malaysia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1丁目1-1
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 斎藤 美唯
弁護士 春山 麻衣
弁護士 宮庄 美咲

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1-1
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド普通株式の取得に係る新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0 マレーシア・リングgit (注1)
4,229,194.5 マレーシア・リングgit (約144,426,992円) (注2)
(注1) 記載金額は、新株予約権証券の発行価額の総額である。
(注2) 記載金額は、新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の完全行使に際して払い込むべき金額の総額（詳細は第一部「証券情報」参照のこと。）の合計額である。

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本有価証券届出書（以下「本書」という。）中、「当社」とは、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッドを指し、「当グループ」とは、当社並びに当社の子会社及び関連会社を指し、「当社普通株式」とは、当社の記名式無額面普通株式を指す。
- (注2) 別段の記載のある場合又は文脈により別異に解すべき場合を除き、「マレーシア・リングgit」、「リングgit」、「RM」及び「セン」はマレーシアの法定通貨を指すものとする。なお1マレーシア・リングgit＝100センである。
- (注3) 本書において便宜上一部の財務情報はマレーシア・リングgitから日本円に換算されている。本書において使用されている換算率は1マレーシア・リングgit＝34.15円である。上記の為替相場は、2025年6月12日現在の株式会社三菱UFJ銀行の公表する現地参考為替相場の仲値である100円＝2.928マレーシア・リングgitに基づいて算定したものである。
- (注4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- (注5) 外国株券等保管振替決済制度の下での日本の実質株主に関する取扱い、本書に記載された内容とは異なる。権利確定日現在の日本の実質株主については、新株予約権を行使するためには、当社が本書の提出等必要な手続を完了した後、所定の時限内に証券会社等に対して権利行使の意思表示を行い、併せて行使価格相当額の払込みを行うことが求められる。この手続を経ることで、株式会社証券保管振替機構が本国への権利行使の取次ぎを行い、実質株主は新株式を受領することが可能となる。詳細については、今後送付される証券会社等からの案内を参照されたい。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	2,819,463個（注1）
発行価額の総額	0 マレーシア・リンギット（0円）
発行価格	0 マレーシア・リンギット（0円）
申込手数料	0 マレーシア・リンギット（0円）
申込単位	該当事項なし。
申込期間	該当事項なし。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	該当事項なし。
割当日	2025年6月3日（注2）
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

（注1）新株予約権は、本件新株予約権（以下に定義する。）の付与に係る権利確定日（2025年5月27日）現在の当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）の発行済株式総数に基づき、各当社普通株式の株主の保有数に応じて付与された。当社普通株式5株に対して新株予約権1個が付与される。

（注2）本件新株予約権は2025年6月6日に株主の中央預託機関口座に記録された。

（摘要）

1 本書の対象となる新株予約権証券の募集（以下「本募集」という。）は、当社が2025年1月23日にブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（以下「ブルサ・セキュリティーズ」という。）に提出した「最大2,266,940,078個のワラント（新株予約権）を、後日決定・告知される権利確定日における既存の普通株式5株につき1個の割合（端数は切り捨て）で無償割当てを行う提案（ワラントの無償割当の提案）」、2025年4月10日付けのCircular（株主宛の説明書）、及び2025年5月5日にブルサ・セキュリティーズに提出したリリース「2025年5月27日（以下「権利確定日」という。）17:00時点で株主が保有するワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッドの既存普通株式5株につき1個の割合で、最大2,267,112,038個のワラント（新株予約権）を無償割当する件」及び2025年6月5日にブルサ・セキュリティーズに提出したリリース「新株予約権の無償割当の詳細等について」において言及された、当社の株主に対して当社普通株式に申し込む権利を付与するワラント（以下「本件新株予約権」という。）の発行に基づくもののうち、外国株券等保管振替決済制度の下で日本の実質株主に対して行われる募集に関するものである。

上記本新株予約権証券の発行数は、権利確定日（2025年5月27日）現在の外国株券等保管振替決済制度における預託株式数（14,097,316株）に基づく。

2 本募集は、2025年1月23日付の当社取締役会による決議及び2025年4月28日に開催された臨時株主総会における株主による決議に従って行われるものである。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注1）	
新株予約権の目的となる株式の数	2,819,463株	
新株予約権の行使時の払込金額	1.50マレーシア・リングット（約51円）	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,229,194.5マレーシア・リングット（約144,426,992円）（見込額）（注2）	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式の発行価格	1株あたり1.50マレーシア・リングット（約51円）
	資本組入額	1株あたり1.50マレーシア・リングット（約51円）
新株予約権の行使期間	2025年6月3日から2028年6月2日まで	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権者は、随時、行使申込書に必要事項を記入し署名のうえ、行使申込書に記載された書類とともに当社の株主名簿管理人（share registrar）に提出しなければならない、さらに新株予約権の行使により発行される新株式に対して支払うべき行使価格の全額を、当社が作成する証書（Deed Poll）（以下「本件証書」という。）に記載された指定口座へ送金する。	
新株予約権の行使の条件	該当事項なし。	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	該当事項なし。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、ブルサ・セキュリティーズのメインマーケットには上場されておらず、本件証書の規定に従った場合を除き、新株予約権者によって売買又は譲渡することはできない。	
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	

（注1）本書提出日現在、適用される法律及び当社の定款に従い、当社普通株式の株主は、当社の総会で投票による決議を必要とするすべての事項について、保有する株式1株につき1個の議決権を有する。

（注2）発行価額の総額は、権利確定日現在における外国株券等保管振替決済制度の下での当社普通株式のすべての実質株主が最大限の本件新株予約権の付与を受け、かかるすべての本件新株予約権を行使し、かつ、端数の株式に対する調整をせず、加えてすべての本件新株予約権は新たに発行されたものであると仮定した場合における見込額である。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,229,194.5マレーシア・リングgit (約144,426,992円) (注1)	該当事項なし。	4,229,194.5マレーシア・リングgit (約144,426,992円)

(注1) 払込金額の総額は、権利確定日現在における当社普通株式のすべての株主が最大限の本件新株予約権の付与を受け、かつ、かかるすべての本件新株予約権を行使したと仮定した場合における見込額である。

(2)【手取金の使途】

当社による本件新株予約権の発行は、本件新株予約権が株主に無償で付与されるため、当社に即時の資金流入はない。実際に調達される資金額は、本件新株予約権が2025年6月3日から2028年6月2日までの期間中にどれだけ行使されるかによって決まる。すべての本件新株予約権が行使された場合、本件新株予約権1個あたり1.50マレーシア・リングgitの行使価格で、本募集により最大4,229,194.5マレーシア・リングgitの資金調達が見込まれる。

調達資金の主な使途は以下の3点である。

- 当社の子会社であるYTLパワー・インターナショナル・バーハッドのワラントの行使資金に充当する
- 当グループの借入金の一部返済に充当する
- 当グループの今後のプロジェクトや投資の資金に充当する

これらの用途に充当した後に資金が残る場合又は適切なプロジェクトが見つからない場合は、さらなる借入金返済や運転資金に充てる予定である。資金が使用されるまでの間は、金融機関の預金又は短期マネーマーケット商品で運用する。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙に当社のロゴマークを記載する。

目論見書の表紙裏には次の記載がなされる。

1. 本目論見書により行う新株予約権証券の募集については、当社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月27日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力が7月5日に生じています。
2. 本新株予約権証券及びその行使によって取得される当社株式は外国通貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
3. 新株予約権の目的となる株式の価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
4. 2025年5月27日（「権利確定日」）現在の日本の実質株主については、当社による有価証券届出書の提出等必要な手続の完了後、所定の時限までにお取引の証券会社等に権利行使の意思表示を行うと共に行使価格相当額の払込みを行っていただくことにより、証券保管振替機構が本国への権利行使の取次ぎを行い、新株式を受領することができます。詳細については、お取引の証券会社等からの案内に従ってお手続きいただきますようお願いいたします。なお、所定の時限は、証券保管振替機構の現地保管機関における口座に新株予約権の割当てがあった日の3か月後程度を想定しており、その時限までに権利行使の意思表示がない場合は、本国における行使期間に関わらず、新株予約権を行使することができなくなりますので、ご注意ください。

以下の記載は、当社が2025年4月10日にブルサ・セキュリティーズに提出したCircular(株主宛の説明書)に記載の本件新株予約権の概要説明（一部2025年6月5日付けのリリースを反映したもの）の抄訳である。なお、下記の記載は、主に、マレーシアにおける取扱いを前提としたものであり、同記載と本書の本項以外の記載に矛盾がある場合、日本の実質株主における取扱いについては本書の本項以外の記載が優先する。

概要

当社は、2025年5月27日午後5時時点の権利確定日時点で株主が保有する既存普通株式5株につき1個の割合で、最大2,223,351,657個の本件新株予約権を無償で割り当てた。本件新株引受権は対象となる株主に対して無償で発行された。

発行価格・行使価格

本件新株予約権は無償で発行される。行使価格は新株予約権1個あたり1.50マレーシア・リンギットに固定されており、これは価格決定前の最終取引日を含む直近5営業日平均株価（2.2571マレーシア・リンギット）に対し約33.5%の割引となる。

行使期間・有効期限

本件新株予約権の有効期間は発行日から3年間（2025年6月3日から2028年6月2日まで）である。行使期間は発行日から3年目の直前の市場日の午後5時（マレーシア時間）までである。期間内に行使されなかった本件新株予約権は失効し、無効となる。

行使方法

新株予約権者は、行使申込書に必要事項を記入・署名し、その他の必要書類とともに株主名簿管理人（share registrar）に提出し、本件証書に指定された口座に行使価格の全額を送金しなければならない。

新株の交付

本件新株引受権1個につき普通株式1株を行使価額で引き受けることができる。新株は、割当日より前に基準日が到来する配当を除き、既存株式と同順位となる。

譲渡・上場性

本件新株予約権はブルサ・セキュリティーズには上場されておらず、原則として譲渡・売買はできない。ただし、本件証書の規定に従う場合（例：相続等）は例外とする。

資金使途

本件新株予約権（ワラント）行使による手取金は、主に以下に充当する予定である。

- 当社の子会社であるYTLパワー・インターナショナル・バーハッドのワラントの行使資金に充当する
- 当グループの借入金の一部返済に充当する
- 当グループの今後のプロジェクトや投資の資金に充当する

なお、資金が残る場合や適切なプロジェクトが見つからない場合は、さらなる借入金返済や運転資金に充てる。

株主にとっての意義

長期株主への報奨、資本コミットメントのタイミングの柔軟性、資本基盤の強化、及びプロジェクトニーズに合わせた資金調達を目的としている。株主が短期的な利益を得るために売却するのではなく、行使することを奨励するため、新株引受権は譲渡不可となっている。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	自	2023年7月1日	2024年12月24日
(2024年度)	至	2024年6月30日	関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度	自	2024年7月1日	2025年3月28日
(2025年度)	至	2024年12月31日	関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2025年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく臨時報告書（有価証券の募集）を2025年1月7日に、関東財務局長に提出。

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2025年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書（株主総会における決議事項の決議）を2025年5月7日に、関東財務局長に提出。

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2025年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく臨時報告書（新株予約権の無償割当）を2025年6月26日に、関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更又は追加で記載すべき事項は生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第五部【特別情報】

該当事項なし。